

国立大学法人大分大学減災・復興デザイン教育研究部門教員選考規程

平成30年10月17日制定

平成30年減災・復興デザイン教育研究部門規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学教員選考規程（平成16年規程第48号）に定めるもののほか、国立大学法人大分大学教員組織規程（平成28年規程第61号）第2条第12号に規定する減災・復興デザイン教育研究部門における教員の選考に関し必要な事項を定める。

(選考方法)

第2条 教員の任用は、公募によって行うものとする。ただし、特別の理由があると認める場合は、所定の手続を経て、非公募によって行うことができる。

(選定委員会)

第3条 減災・復興デザイン教育研究部門長は、教員の選考の必要が生じた場合は、国立大学法人大分大学減災・復興デザイン教育研究部門人事会議（以下「人事会議」という。）の議を経て、選定委員会を置く。

(選定委員会の構成)

第4条 選定委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 減災・復興デザイン教育研究部門長
- (2) 減災・復興デザイン教育研究センターチーフ
- (3) 主担当の教員のうちから1人
- (4) 兼担当の教員のうちから1人
- (5) その他減災・復興デザイン教育研究部門長が必要と認める者

- 2 前項第3号から第5号までの委員は、減災・復興デザイン教育研究部門長が指名する。
- 3 選定委員会の委員長は、互選とする。

(公募方法)

第5条 選定委員会は、公募要領を作成し、減災・復興デザイン教育研究部門長名義で公募を行う。

- 2 選定委員会は、応募者の中から任用候補者を2人又は3人選定し、人事会議に報告するもの

とする。

(審査委員会)

第6条 減災・復興デザイン教育研究部門長は、第5条第2項に規定する任用候補者の報告又は別に定めるところによる任用候補者の推薦を受けたときは、その都度、審査委員会を置く。

(審査委員会の構成)

第7条 審査委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 減災・復興デザイン教育研究部門長
 - (2) 減災・復興デザイン教育研究センターチーフ
 - (3) 主担当の教員のうちから1人
 - (4) 兼担当の教員のうちから1人
 - (5) 大分大学減災・復興デザイン教育研究センター運営委員会細則（平成29年細則第25号。以下「細則」という。）第3条第1項第5号の委員のうちから2人
 - (6) その他減災・復興デザイン教育研究部門長が必要と認める者
- 2 前項第3号から第6号までの委員は、減災・復興デザイン教育研究部門長が指名する。
- 3 審査委員会の委員長は、減災・復興デザイン教育研究部門長とする。
- 4 委員長が欠けたときは、又は事故があるときは、委員長の指名した者がその職務を代理する。

(選考)

第8条 審査委員会は、任用候補者について審査（ヒアリングを含む。）を行い、その結果を人事会議に報告する。

- 2 人事会議は、前項による報告に基づき任用候補者を選考するときは、細則第5条第2項の規定にかかわらず、出席した委員の3分の2以上の同意を得るものとする。

(事務)

第9条 減災・復興デザイン教育研究部門の教員の選考に係る事務は、研究推進部産学連携課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、減災・復興デザイン教育研究部門における教員の選考に関し必要な事項は、減災・復興デザイン教育研究部門長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年10月17日から施行する。

附 則（令和2年減災・復興デザイン教育研究部門規程第1号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年減災・復興デザイン教育研究部門規程第1号）

この規程は、令和3年3月1日から施行する。

附 則（令和3年減災・復興デザイン教育研究部門規程第2号）

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和7年減災・復興デザイン教育研究部門規程第1号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。